

感染対策部門指針

制 定 平成 27 年 11 月 10 日

改 定 令和 2 年 4 月 1 日

医療法人社団 衿正会
生駒病院
感染対策委員会

医療法人社団 衿正会 生駒病院 感染対策部門指針

院内感染対策指針の目的

医療法人社団衿正会生駒病院（以下「当院」と称す）における院内感染対策の基本方針を定め、患者および入所者、全職員を医療関連感染から防御し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的にこの指針を定める。

I. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院は、慢性期長期療養型病院として、適切かつ安全で質の高い医療サービスを提供することが責務である。院内感染を未然に防止するとともに、ひとたび感染症が発生した際には拡大防止のために、その原因を速やかに特定して、これを制圧、終息させることが重要である。そのため、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて必要時は感染経路別予防策を実施する。当院において、本指針により院内感染対策を行う。

II. 院内感染対策のための委員会に関する基本事項

1、感染対策委員会の設置（医療安全管理室に感染管理部門を設置）

- 1) 院内感染予防の検討・推進、対策・原因究明、教育、実施に関する事項を審議および決定する機関として、感染対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。
- 2) 委員会の管理・運営・組織構成については「感染対策委員会規程」に定める。

2、感染対策部門の設置

- 1) 委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に院内感染防止対策管理を担う、感染対策管理部門（以下「部門」という）を設置する。
- 2) 管理部門の管理・運営・組織構成については「感染対策管理部門規程」に定める。

III. 感染対策に関する職員研修についての基本指針

- 1、院内感染対策に関する基本的な考え方および具体的な対策について、全職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて感染対策に対する意識向上を図る。
- 2、全職員を対象とした感染対策に関する研修を年2回以上開催する。
- 3、全職員を対象とした感染対策に関する研修では、同一内容での複数回の実施など参加を支援する。また、不参加者に対しては、資料の配布などフォロー体制を整備する。
- 4、院外の感染防止を目的とした各種学会、研修会への参加などを推奨、支援する。
- 5、研修実施内容（開催日時、出席者数、研修項目など）について記録し、保存する。

IV. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- 1、院内感染の発生の予防、および蔓延を防止するため、感染症の発生動向について委員会を通じて速やかに全職員に周知徹底し、情報を共有する。
- 2、MRSA などの耐性菌に関するデータを継続的に収集し、的確な感染対策を実施する。
- 3、伝播力が強く院内感染対策上問題となる各種感染症についてデータを継続的に収集し、的確な感染対策を実施する。
- 4、地域連携による地域の発生状況の情報共有。

V. 院内感染症発生時の対応に関する基本方針

- 1、院内感染発生時、発生部署責任者は感染対策委員長に報告し、委員長は、必要に応じて臨時委員会を開催し、初期対応、原因微生物の特定、感染拡大制御に努める。
- 2、医療に関する法律に規定される診断および届出は基準に沿い担当医師が行う。
- 3、重大な院内感染などが発生し、院内のみでの対応が困難な事態が発生した場合、又は発生したことが疑われる場合には、連携している地域医療機関などに相談を行う。

VI. 抗菌薬適正使用に関する基本方針

- 1、対象微生物と対象臓器の組織内濃度を考慮して適正量を投与する。
- 2、分離細菌の薬剤感受性検査結果に基づいて抗菌薬を選択する。
- 3、必要に応じた血中濃度測定により適正かつ効果的投与を行う。
- 4、特別な例を除いて、1つの抗菌薬を長期間連続使用することは厳に慎まなければならない。(数日程度が限界の目安)
- 5、抗メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) 薬、カルバペネム系抗菌薬などの使用状況を把握しておく。
- 6、バンコマイシン耐性腸球菌 (VRE)、MRSA、多剤耐性緑膿菌 (MDRP) など特定の多剤耐性菌を保菌していても、無症状の症例に対しては、抗菌薬の投与による除菌は行わない。

VII. 当院の院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、各部署に備えてある院内感染マニュアルに記載しているとともに、院内 PC 内にて全職員が閲覧できる。当院ホームページにおいて一般公開する。

VIII. その他の院内感染防止対策の推進のために必要な基本方針

- 1、委員会は院内感染防止のため、本指針に則した「感染防止対策マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を作成し、全職員に周知する。また全職員は、このマニュアルを遵守する。
- 2、マニュアルは、必要に応じて見直しを行い、改定結果は全職員に周知徹底する。
- 3、連携する施設との情報交換を随時実施するとともに、地域医療機関との連携と質の向上を図る。